

## 第2章

基本目標 [長野県景観育成計画]

2-1 基本目標

2-2 役割

## 2 基本目標

## 2-1

## 基本目標

## 【基本目標(長野県景観育成計画)】

私たち県民は、美しく豊かな景観が、社会的共通資本であることを深く認識し、積極的に景観育成に努め、自然と人との共生並びに現在及び将来のこの地に暮らす人々の心豊かな生活を実現する。

私たち県民は、景観を育成する取組みにより、人と人とを結びつけ、意思を共有する方々の絆を築き、美しく心地良い環境の中で暮らし、その環境を次の世代に引き継ぐ。

また、景観は、地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの生活や経済活動との適正な調和により育成されるものであり、土地の利用をはじめとする多くの事柄に関する総合的なものであることを踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な育成を図る。

理念の実現に向けて、景観育成の基本目標は、次のとおりとする。

## 【 基本目標 (長野県景観育成計画) 】

恵まれた豊かな自然環境を守り 育て

地域の歴史、文化、風土等を活かし 伸ばし

意思を共有する方々の絆を築き 育み

住まう方々や移り住んで下さる方々が愛着をいだき 訪れる方々には魅力あふれる

世界に誇りうる 美しく豊かな景観を創造する

## 2 基本目標

## 2-2

## 役割

## 【役割】

現在及び将来の県民が、信州の景観に愛着と誇りを持てるように、県民、土地所有者、事業者、行政等が連帯し、かつ、協働して、先人達が育んできた自然や歴史的、文化的遺産を継承しつつ、美しく豊かな信州を育てていくために、総合的かつ計画的に景観育成に取り組むものとする。

## 2-2-1 県民の役割

- ア 自らが景観の育成の主体であることを認識し、積極的に取り組むものとする。
- イ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するとともに、自ら進んで良好な景観の育成に貢献するよう努めるものとする。

## 2-2-2 土地所有者等の役割

- ア 土地及び建築物等により、又はこれらの利用によって育成される景観が社会的共通資本であることを認識し、土地や建築物等の利用の際には、良好な景観の育成に貢献するよう努めるものとする。
- イ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとする。

## 2-2-3 事業者の役割

- ア 景観に影響を与える行為を行うに当たっては、良好な景観の育成に資するよう努めるものとする。
- イ 景観に影響を与える行為を行うに当たっては、地域住民その他の関係者に対し、当該行為に係る工事等に関する説明その他情報の提供を行うよう努めるとともに、これらの者の意見に配慮するものとする。
- ウ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとする。

## 2-2-4 設計者、施工業者等の役割

- ア 自らの業務が地域の景観の育成に深い関わりを持つものであることを認識し、景観に影響を与える行為に係る設計又は工事等を行うに当たっては、良好な景観の育成に資するよう努めるものとする。
- イ 業務を行うに当たっては、地域住民の行う景観の育成に関する活動を尊重するものとする。
- ウ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとする。

## 2-2-5 県及び市町村の役割

- ア 県及び市町村は、景観の育成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。
- イ 基礎的自治体である市町村は、景観の育成の中心的な役割を担い地域の特色に応じたきめ細やかな取組みに努めるものとする。
- ウ 県は、自ら広域的な景観の育成に取り組むとともに、広域的な景観の育成が、支障なく整合的に行われるよう、県域全体の景観の育成の方向性と将来像を示し、情報の提供及び技術的助言等により、市町村が行う景観の育成の取組みを支援するものとする。
- エ 施策の策定及び実施に当たっては、市町村と県とが緊密な連携を図るとともに、県民と協働するよう努めるものとする。
- オ 県及び市町村は、県民及び土地所有者等の景観の育成への自主的な参加を促すため、景観の育成に関する県民意識の高揚を図り、景観の育成に関連する行為を実施するとき、その内容に応じて、地域住民への当該行為に関する情報の提供に努めるとともに、良好な景観の育成の推進に関し最大限の配慮を行うなど、景観の育成に関する情報の提供その他景観の育成の取組みへの参加のための条件整備に努めるものとする。